

2022年 4月 25日

各 位

会 社 名 アークランドサカモト株式会社 代表者名 代表取締役社長(COO) 坂本 晴彦 (コード番号 9842 東証プライム) 問合せ先 専務取締役管理本部長 志田 光明 (TEL. 0256-33-6000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 5 月 26 日開催予定の第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

2022 年 4 月 8 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は2022 年 5 月 26 日開催予定の第 53 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の 新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変 更を行うものであります。

(2) 事業目的の追加及び変更

2022年3月11日付「連結子会社の吸収合併に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は、当社の100%連結子会社である株式会社ビバホームを2022年9月1日に吸収合併することを予定しております。両社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的の追加及び変更を行うものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

別紙をご参照ください。

3. その他

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2022 年 5 月 26 日 定款変更の効力発生日 (予定) 2022 年 5 月 26 日

以上

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		T	(下線部分は変更箇所)
現		変	
(\Box 46)	第1章 総 則	(44)	第1章 総 則
(目的)	业会社は、物の事業を受わってした日的し す	(目的)	业会社は、物の事業を受わることも日始した
弗乙余	当会社は、次の事業を営むことを目的とする	- 第2条	当会社は、次の事業を営むことを目的とす
1.	る。 家庭用金属製品、家庭用大工道具、インテ	1.	る。 家庭用金属製品、家庭用大工道具、家具、
1.	リア用品及び日用品雑貨の販売	1.	マルテリア用品及び日用品雑貨の輸出入並
	ク / 州町及 O・1 州町推員 V)		でに販売
2.	作業工具、測定工具、及び建築資材の販売	2.	作業工具、測定工具及び建築資材の輸出入
2.	下来工兴、例定工兴 <u>、</u> 及0 是来真有少规儿	2.	並びに販売
3.	園芸用品及び農業用資材の販売	3.	園芸用品、農業用資材、農業用薬品及び肥
0.		0.	料の輸出入並びに販売
4.	(条文省略)	4.	(現行どおり)
5.		5.	衣料品、靴、装身具、喫煙具及びスポーツ
			用品の輸出入並びに販売
6.	プレハブ <u>の</u> 車庫・物置・倉庫 <u>、</u> エクステリ	6.	<u>住宅設備機器類、勉強部屋、</u> プレハブ車
	ア用品の販売		
			出入並びに販売
7.	家庭用電気製品、石油機器の販売	7.	家庭用電気製品、情報通信機器、情報処理
			機器、事務用機器、電子機器用部品及び石
			油機器の輸出入並びに販売
8.	(条文省略)	8.	(現行どおり)
9.	ペット、ペット用品及び動物医薬品の販売	9.	観賞用植物、ペット、ペット用品及び動物
			医薬品の輸出入並びに販売
10.	酒類、穀物、調理食品、食料罐詰類、乳製	10.	酒類、穀物、調理食品、食料罐詰類、乳製
	品、菓子類、清涼飲料水、その他の食料品	i	品、菓子類、清涼飲料水、塩、その他の食
	の販売		料品の販売
1 1.	書籍、文房具の販売及び文書、図面のコピ	11.	書籍、文房具 <u>、玩具</u> の <u>輸出入並びに</u> 販売 <u>、</u>
	一作成代行並びに印刷		文書、図面のコピー作成代行並びに印刷
	(条文省略)		(現行どおり)
13.	カメラその他の光学機器、フィルムその他	13.	カメラその他の光学機器、フィルムその他
	の光学資材の販売		の光学資材の輸出入並びに販売
	時計、貴金属の販売及び修理		時計、貴金属、眼鏡の販売及び修理
15.	コンピューター及びその関連機器、関連資	15.	家庭用電気機械器具、コンピューター及び
1.0	材の販売	1.0	その関連機器、関連資材の販売 <u>及び修理</u>
	(条文省略)		(現行どおり)
17.	レストラン、ファースト・フード販売店の	17.	飲食店、レストラン、ファースト・フード
1.0	経営 薬品 代店舗の奴骨	1.0	販売店の経営
	薬局、貸店舗の経営 ~ 20. (条文省略)		薬局、貸店舗 <u>、文化教室及び駐車場</u> の経営 ~ 20. (現行どおり)
21.	電気器具、レジャー用品、スポーツ用品、	21.	電気器具、レジャー用品、スポーツ用品、

映写音響機器、日用大工用品、催し物用

品、工具、道具、機械等のレンタル業

映写音響機器、日用大工用品、催し物用品

等のレンタル業

Ţ.	一		±/ _r	ग्रंड		
現			款	変	更 /#P47 13.55.16.1	案
22.	(,,,,,,		<i>55</i> .τπ 7 1. 55	22.	(現行どおり)	+ 仙人 竺
23.	不動産の売買、賃賃		· 官理、 <u>建樂</u>		産の売買、 <u>交換、</u> 賃貸借	首、14777、省
9.4	工事業及び管工事業スポーツ施設、遊技	_	Y		<u>所有及び利用</u> 『一ツ施設、遊技施設、2	〜央≫担刄 ア ヒメート
24.	ハーノ旭設、 <u>炒</u> 1	又旭政の連	当		、一ノ旭設、近投旭設 <u>、2</u> -風呂の運営	S水份场及U`リ
2.5	クリーニングの取得	<i>\</i> ₩			<u>、風口</u> の遅呂 !便及びクリーニングの取	ia Vh+
	住宅リフォーム工		テリア丁車の	-	<u> </u>	
20.	企画設計・請負・則				受、設計、管工事の企画記	
		X)Lik O (C	CVITAL		と、 以口、音エチ の正画版 とびにその斡旋	
2.7	~29. (条文省略	;)			9. (現行どおり)	
	切手、印紙、宝く		旅券等の販		・、印紙、宝くじ、商品券	长、旅券、古
	売		, AND A SOM		煙草等の販売	<u>, т</u>
31.	~32. (条文省略	;)			2. (現行どおり)	
	前各号の通信販売に		切の業務		(削 除)	
	前各号の利用運送等		 -		(削 除)	
	前各号のレンタル				(削 除)	
	前各号に附帯関連で				(削 除)	
	(新	設)		33. 自動	車用消耗備品及び自転車	三の輸出入並び
				<u>に則</u>	<u> </u>	
	(新	設)		34. 化粧	品、医薬部外品、医薬品	品及び医療器具
				<u>の</u> 則	<u> </u>	
	(新	設)		35.毒物	1、劇物の販売	
	(新	設)		36. 倉庫	営業	
	(新	設)		37. 写真	現像焼付及びその委託取	文次業
		設)		-	出版及び広告に関する業	
	(新	設)			のリース業、割賦販売業	
	(新	設)			物品販売業に対するコン	/サルタント業
					ないに投資に関する事業	- 116
	新	設)		-	車の整備、清掃及び洗車	
	(新	設)		<u>42. </u> <u> </u>	-号に付帯関連する一切の	<u>) 事業</u>
(+\\\ ==\				(+06日日)		
(機関)	当会社は、株主総会	◇ スス ァ メ゙エテータン፰ク	ルのほか、場	(機関)	社は、株主総会及び取締	なのほか、 場
- 第4米	の機関を置く。	式/X ○ 「月X平市1	又りりはから、火		が上は、休土松云及い取り 関を置く。	対文のスタン、人
(1)					対統役会	
(2)	監査役			, ,	在 主 在 等 委 員 会	
	監査役会			(2) 宣		
	<u>無量校公</u> 会計監査人			,	· 計監査人	
(<u>-(</u> -1)	_ AHIIII.H./\			(0)	АНТ <u>ШЬ</u> -ШЬ./ Х	

現	行	定	款	変		更	案
	第3章	株主総会			第3章	株主総会	
(株主総会	会参考書類等のイ	ンターネッ	ト開示とみな		(削	除)	
し提供)							
第16条	当会社は、株主	総会の招集は	こ際し、株主総				
	会参考書類、事	業報告、計算	算書類及び連結				
	計算書類に記載	战または表示	をすべき事項				
	に係る情報を、	法務省令に定	定めるところに				
	従いインターネ	ネットを利用	月する方法で開				
	示することによ	り、株主に対	付して提供した				
	ものとみなすこ	とができる。	<u>) </u>				
	(新	設)		(電子提供	共措置等)_		
				第16条	当会社は、株	主総会の招集に	上際し、株主総
					会参考書類等	の内容である「	<u> 青報について、</u>
					電子提供措置	をとるものとっ	<u> </u>
				2	当会社は、電	子提供措置をと	る事項のうち
					法務省令で定	めるものの全	部または一部
					について、議治	央権の基準日ま	でに書面交付
					請求した株主	に対して交付	する書面に記
					載しないこと	ができる <u>。</u>	
()(()	第4章 取締役	と及び取締役	会	(1)(r)	第4章 取締	役及び取締役	77
(員数)	NA A LI - TO GOOD		NEL TO SE	(員数)	\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	/B /B/-1-1-1-7-F	
第19条	当会社の取締役	だは、12名	以内とする。	第19条	当会社の取締		
	مرجات	⊐ n.\			-	12名以内と	
	(新	設)		(2)	当会社の監査	等委員である『	双締役は、5名
					<u>以内とする。</u>		
()22.17\				()== I+* \			
(選任)	小人打 公里 冷想	ن مک، خطیات جاری	Nation :	(選任)	까스된 호로스	41.5.1. EL-L-66-7	
第20条	当会社の取締役	は、株主総会	会において選任	第20条	当会社の取締	· ·	
	する。					の取締役とを区	<u>と別して、</u> 株主
	/ A7 _1.25\\	167			総会において	-	
2	(条文省)			2	(現行ど		
3	(条文省	哈)		3	(現行ど	おり)	

現	 行	 定	 款	変		案
(任期)				(任期)		212
	当会社の取締役の に終了する事業 関する定時株主 る。	年度のうち最	<u></u> と終のものに	** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	<u>を除く。)</u> の任期は、	生査等委員である取締役 、選任後 <u>1</u> 年以内に終了 ち最終のものに関する 結の時までとする。
2	補欠または増員 の任期は、他の在 べき時までとす	E任取締役の任			(肖)	余)
	(新	設)		2	は、選任後2年以内	員である取締役の任期 内に終了する事業年度の 関する定時株主総会の る。
	(新	設)		<u>3</u>	る取締役の補欠と 委員である取締役	任した監査等委員であ して選任された監査等 の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時
(代表取約	第役及び役付取締	役)		(代表取紹	第役及び役付取締役)	,
	当会社の取締役を選定を	会は、その決議	養によって代		当会社の取締役会に	は、 <u>取締役(監査等委員</u> く <u>。)の中から、</u> その決議
2	当会社の取締役会 締役会長、取締役 役付取締役各若 る。	设社長各1名及	及びその他の	2	である取締役を除ぐ によって取締役会長	は、 <u>取締役(監査等委員</u> く。)の中から、 その決議 長、取締役社長各1名及 締役各若干名を定める
	者及び議長) 当会社の取締役会 ある場合のほか、 の議長となる。 取締役社長に事業 取締役会におい 他の取締役がこれ	<u>取締役社長</u> が 致あるときは、 て定められた	が招集し、そ . <u>あらかじめ</u>	第23条	ある場合のほか、 <u>II</u> <u>締役</u> が招集し、その <u>議長</u> に事故あるとる	は、法令に別段の定めが 文締役会が予め定める取 の議長となる。 きは、 <u>予め</u> 取締役会にお 序により他の取締役が

現	行	定	款	変	更	案
(招集通知	1)			(招集通知	п)	
	当会社の取締役 <u>及び各監査役</u> に 発するものとす あるときは、こ きる。	に対し会日の る。ただし、 の期間を短縮	3日前までに 緊急の必要が することがで	第24条	当会社の取締役会の招望に対し会日の3日前まする。ただし、緊急のよこの期間を短縮すること	でに発するものと 必要があるときは、 とができる。
2	取締役 <u>及び監査</u> きは、招集の手 開催することが	—— 続きを経ない		2	取締役全員の同意がある 続きを経ないで取締役 ができる。	
	(新	設)			の重要な業務執行の決定 当会社は、会社法第39 の規定により、取締役会 要な業務執行(同条第5 項を除く。)の決定の全 締役に委任することがで	9条の13第6項 ※の決議によって重 ・項各号に掲げる事 ・部または一部を取
第26条	(条文行	省略)		第27条	(現行どおり)	
(報酬等) 第27条	当会社の取締役金その他の職務から受ける財産という。)は、株	ら 発行の対価。 上の利益(以	として当会社下「報酬等」	(報酬等) 第28条	当会社の取締役の報酬、 金その他の職務執行の から受ける財産上の利益 という。)は、監査等委員 れ以外の取締役とを区別 決議によって定める。	対価として当会社 益(以下「報酬等」 である取締役とそ
第28条	(条文省	省略)		第29条	(現行どおり)	
<u>(員数)</u> 第29条	第5章 <u>監査役</u> 当会社の <u>監査役</u>		<u>-</u>		第5章 <u>監査等委員</u> (削 除)	<u>会</u>
	当会社の監査役する。前項の選任決議することができ1以上を有するの過半数をもっ	については、 る株主の議済 株主が出席し	議決権を行使 快権の3分の		(削 除)	

現	行	定	款	変	更	<u> </u>	案
3	当会社は、会社	法第329条	第2項の規定				
	により、法令に	定める監査役	の員数を欠く				
	ことになる場合	た備え、株主	総会において				
	補欠監査役を選	経することか	できる。				
<u>4</u>	前項の補欠監査	査役の選任に	係る決議が効				
	力を有する期間	引は、当該決議	によって短縮				
	されない限り、	当該決議後4	年以内に終了				
	する事業年度の	りうち最終の	ものに関する				
	定時株主総会の	開始の時まで	<u>でとする。</u>				
(任期)					(削	除)	
	当会社の監査後	しの代曲は 遠	红丝 4 年刊内		(日1	休/	
<u> </u>	三五年の監査を						
	関する定時株式						
	<u> </u>	上かいコンマンボンが日	<u>~/ну </u>				
2	<u>一</u> 任期の満了前に	こ退任した監	査役の補欠と				
	して選任された	監査役の任期	別は、退任した				
	監査役の任期の	満了する時間	こでとする。た				
	だし、前条第3	項により選任	された補欠監				
	査役が監査役に	就任した場合	は、当該補欠				
	監査役としての	の選任後4年	以内に終了す				
	る事業年度の	うち最終のも	のに関する定				
	時株主総会の総	&結の時を超	えることがで				
	きないものとす	<u>-る。</u>					
(Me that per	1.47				OF	HA.)	
(常勤監査		1.4.1. 7.5.4	=======================================		(削	除)	
第32条	当会社の監査役		議によって富				
	勤監査役を選定	<u> </u>					
(招集通知	(1)				(削	除)	
第33条	 当会社の監査役	と会の招集通知	ロは、各監査役				
	に対し会日の:						
	する。ただし、	緊急の必要が	ぶあるときは、				
	この期間を短縮	針ることがで	できる。 できる。				
2	監査役全員の同	意があるとき	は、招集の手				
	続きを経ないて	で監査役会を	開催すること				
	<u>ができる。</u>						

現	 行	定	款	変		更	案
(決議)					(削	除)	
第34条	当会社の監査役	会の決議は、	法令に別段の				
	定めがある場合	のほか、監査	役の過半数を				
	もって行う。						
(監査役会					(削	除)	
第35条	当会社の監査役						
	たは本定款に別		-				
	か、監査役会には	さいて定める	監査役会規則				
	<u>による。</u>						
(報酬等)					(肖儿	除)	
	- 当会社の監査役(の起掘れ及ればほ	職尉坐会は		(日1)	休/	
<u>7700 X</u>	株主総会の決議	., ., ., .					
		ICS J CAL	<u>/ 0 </u>				
(監査役の	の責任免除)				(削	除)	
	当会社は、会社活	去第426条	第1項の規定		,,,,		
	により、任務を	怠ったこと	による監査役				
	(監査役であっ	た者を含む。)の損害賠償				
	責任を、法令の	限度において	、取締役会の				
	決議によって免	除することが	できる。				
2	当会社は、会社活	去第427条	第1項の規定				
	により、社外監査	査役との間に	、任務を怠っ				
	たことによる損	害賠償責任	を限定する契				
	約を締結するこ		-				
	契約に基づく責	任の限度額は	は、法令が規定				
	する額とする。						
	(-14-1-	-n.\		(I→ 11.>→ 1			
	(新	設)		(招集通知		饮去日人	0 17 th 17 th 1
				第30条	•		の招集通知は、各監
							3日前までに発す
							<u>緊急の必要がある</u> 〔縮することができ
					5.	/対用して /20/	が旧りることがてる
				2	<u> </u>	員の同音7	があるときは、招集
				<u> </u>			査等委員会を開催
					することがで		

(新 設) <u>(決議)</u> 第 2 1 条 当会社の監本等	
第91条 当今社の影本等	
	委員会の決議は、法令に別
段の定めがある	場合のほか、議決に加わる
<u>ことができる監</u>	査等委員の過半数が出席
し、その過半数	<u>をもって行う。</u>
(新 設) <u>(監査等委員会規則)</u>	チ 早人に関わて事項は、決
第32条 当会社の監査等	
	(に別段の定めがある場合 委員会において定める監査
等委員会規則に	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ه کان
第6章 計算 第6章	計算
第38条 (条文省略) 第33条 (現行どお	9)
(新 設) (剰余金の配当等の決定機)	
第34条当会社は、剰余金	
	定める事項については、法
	がある場合を除き、取締役
会の決議によって	て定めることができる <u>。</u>
(剰余金の配当の基準日) (剰余金の配当の基準日)	
第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末 第35条 当会社の期末配	当の基準日は、毎年2月末
日とする。日とする。	
	当の基準日は、毎年8月3
て、取締役会の決議によって中間配当をす 1日とする。	<u> </u>
<u>ることができる。</u>	
③ (条文省略) ③ (現行どお	り)
840条 (条文省略) 936 条 (現行どお	9)
7/1	Dil.
附 則 (英 型) (医木乳の実化名除) 開土	則ななる。
(新 設) <u>(監査役の責任免除に関す</u>	
	去第426条第1項の規定 急ったことによる監査役で
	監修責任を、法令の限度に
	会の決議によって免除する
ことができる。	

現	行	定	款	変	更	案
	(新	設)		_(株主総会	会資料の電子提供に関する	経過措置)_
				第2条	定款第16条の変更は、金	会社法の一部を改
					正する法律(令和元年法律	津第70号)附則
					第1条ただし書きに規定	でする改正規定の
					施行の日である2022	年9月1日(以下
					「施行日」という)からタ	効力を生ずるもの
					とする。	
				2	前項の規定にかかわらず、	施行日から6か
					月以内の日を株主総会の	日とする株主総
					会については、定款第1	6条(株主総会参
					<u>考書類等のインターネッ</u>	・ト開示とみなし
					提供)はなお効力を有す	<u>る。</u>
				3	本条は、施行日から6かり	目を経過した日ま
					たは前項の株主総会の日	から3か月を経
					過した日のいずれか遅い	日後にこれを削
					<u>除する。</u>	